

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金 募 集 案 内

《目的》

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金は、エネルギー価格高騰の影響を受ける県内の中小企業者及び小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）に対し、工業用LPガスの使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とするものです。

《定義》

- 1 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「中小企業基本法」という。）第2条第1項に準じる次に掲げるものをいう。

業 種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- 2 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に準じる次に掲げるものをいう。

業 種	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

- 3 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)

に該当する中小企業者が所有している中小企業者等

(5) (1) から (3) に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

4 「工業用 L P ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 2 項に規定する「一般消費者等」が消費する L P ガス以外であって、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受け、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に消費する L P ガスを除く L P ガスをいう。

次に該当しない L P ガスが工業用 L P ガスに当てはまります。

- ・ 一般家庭が使用する L P ガス
- ・ 暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費する L P ガス（飲食業等）
- ・ 一般乗客用旅客自動車運送事業に消費する L P ガス（タクシー等）
- ・ 蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に消費する L P ガス（公衆浴場業等）

《支援対象者》

- 1 三重県内に本社又は事業所等を有し、工業用 L P ガスを契約し、三重県内で利用する中小企業者等とします。（販売のみを行っている事業者は対象外）
- 2 1 に該当する場合でも、みなし大企業の場合は支援対象になりません。
- 3 1 に該当する場合でも、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を公的機関等が所有する場合は支援対象になりません。

- 4 支援を受けようとするガスが三重県が実施する他の燃料費高騰対策（三重県LPガス料金高騰対策支援金、三重県タクシー事業者運行継続支援金等）の対象になっていないこと。

《対象期間及び支援額》

- 1 支援対象となる工業用LPガスの使用量は、令和5年4月から令和6年3月までの期間に納品されたガスの購入量とします。毎月検針を行っている場合は、令和5年5月から令和6年4月までに検針される購入量を対象とします。
- 2 対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生した場合は、その分を使用量から差し引きます。なお、対象期間中に購入したガスであっても、支援金を不正に受給することを目的に過大に購入したことが疑われる等の場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。調査の結果、不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになった場合には、支援金の返還を求めます。
- 3 支援額は、上記使用量に対して、7円/kg（15.281円/m³、3.717円/L）を乗じた金額とします。
- 4 申請金額に1円未満の端数が生じた場合は、合計申請額からこれを切り捨てます。
- 5 他の公的機関等による同一の工業用LPガス経費に対する支援金等を受給している場合、実際に支払った工業用LPガス料金から、当該支援金等のうち工業用LPガス支援に相当する金額を差し引いた金額が、交付の上限額となります。
- 6 1事業者あたりの申請金額に上限はありません。ただし、予算額の上限に到達した場合には、支援金の募集を打ち切ります。

《交付申請》

- 1 支援金の交付を受けようとする者は、工業用LPガス料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、申請額計算書（様式第2号）、工業用LPガス販売証明書（様式第3号）ほか、次の各号に掲げる書類を下記申請書送付先に提出してください。
 - (1) 各月のガス購入量分かる書類一式
 - ①請求書
 - ②納品日（検針日）及び購入量分かる書類（納品書又は検針票等）

※①に納品日（検針日）及び購入量の記載がない場合の

みご提出ください。

①、②はそれぞれ写しでも可

(2) 従業員数を確認できる公的な書類（写しで可。《定義》1に掲げる表のうち、該当業種と照合し、資本金の額が上回る場合のみ提出が必要）

申請者が個人事業者の場合は、提出不要です。

(3) 申請日の前6か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写しで可。）個人事業主の場合は提出不要です。

(4) 振込先口座の情報（金融機関名、口座番号、名義人など）が分かる書類（通帳の写し等）

(5) 株主及び役員一覧表（様式第4号）

申請者が個人事業者の場合は、提出不要です。

(6) その他必要と認める書類

2 交付申請について、同一の申請者につき一度限りとします。

3 申請書の提出については、簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

※申請書等のダウンロード先

「三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金」案内サイト

<<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300407.htm>>

※申請書送付先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

三重県中小企業団体中央会

三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金事務局 宛

《申請受付期間》

申請受付期間は、令和6年4月10日から令和6年6月28日（消印有効）までです。

《支援金の交付決定及び通知》

1 工業用LPガス料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは、工業用LPガス料金高騰対策支援金に係る交付決定及び支援額確定通知書を送付いたします。

- 2 支援金は、上記の規定により交付決定及び支援額確定を通知した後に、補助対象者が指定する金融機関口座へ支払います。

《留意事項》

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、支援金の返還請求を行います。
 - (1) 支援対象者が、支援金の交付申請を取り下げた場合
 - (2) 支援対象者が、法令等に基づく処分又は指示に違反した場合
 - (3) 支援対象者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
 - (4) 支援対象者が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に該当した場合
- 2 支援金の交付に関し円滑かつ適正な実行を図るため、必要に応じて書類の追加提出や是正、調査等を求めることがあります。
- 3 同一工業用LPガス経費等に対する支援金の受給状況等を確認するため、三重県庁内の関係課及び他の公的機関等に受給状況を調査することがあります。
- 4 支援金に係る書類一式については、支援金の支払の日の属する会計年度の終了後5年間保管してください。

《事務局・お問合せ先》

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
三重県中小企業団体中央会
三重県工業用LPガス料金高騰対策支援金事務局
電話 059-228-5195
(受付時間 平日9時～17時)

※本支援金事業は、三重県の財源により、三重県中小企業団体中央会が事務局となり実施しています。